

八丈町農業委員会

第 1 2 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和 3 年 3 月 2 3 日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和3年3月23日(火) 9:00～10:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	"	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	"	8	大澤 正雄
"	2	伊勢崎 武二	"	9	菊池 勝男
"	3	菊池 國仁	"	10	奥山 完己
"	4	菊池 寛	"	11	青木 保憲
"	5	磯崎 典雄	"	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
"	2	加藤 純生	"	6	欠員
"	3	笹本 守彦	"	7	奥山 利平
"	4	西條 忍			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名： 3番 菊池 國仁委員、4番 菊池 寛委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

9.出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐、事務局 篠崎 京平、笠井 貴夫

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：2名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 小林 和郎

11.傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第12回総会を開催いたします。
新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、出席者を農業委員に限定した形での開催としておりましたが、今月は推進委員も加えた形での通常どおりの開催となります。
本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和3年3月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 406㎡

続いて番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 485㎡、2筆合計で891㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて、番号2 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 1,806 m²、権利種別 3条無償移転

譲渡人

譲渡人は自身が島外におり耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜、イモ類

続いて番号1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の さんについては、現在、会社役員として勤務しておりますが、休日や空いた時間を利用して奥様と一緒にロベレニーを栽培していく計画となっており、奥様がロベ切りの経験もあるとのことですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地についてはすでにロベが植えられた状態となっております。

下限面積については、経営面積が8.91アールと1アールを超えている為、問題ありません。地域との調和については、周囲と調和した農業を行っていききたいということです。

続いて、番号2の さんについては、現在高齢ではございますが農業を営んでおり、奥様も一緒に農業を営む計画ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地については、現在少し草が生えてはおりますが草刈り等すれば、耕作できる状態であり、農地取得後は奥様と一緒に、野菜やイモ類の栽培を行っていくとの事です。

下限面積については、経営面積が18.06アールと1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和については、周囲と調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 現地を確認したところ、すでに状態のいいロベが植えられており、 さんの奥さんもロベ切りの経験がありますので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、6番委員お願いします。

農委 6 番 推進委員と一緒に現地を確認したところ、畑の状態もよく、本人にもお話を伺い、やる気もあり口べ切りの実績もありますので、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号 2 農地について、4 番推進委員お願ひします。

推委 4 番 事務局の説明どおり、畑も草刈りをすれば耕作できる状態ですので問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号 2 農地について、7 番委員お願ひします。

農委 7 番 事務局からの説明のとおり、農地取得後は奥様と一緒に耕作していくということで、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
...無いようでしたら第 1 号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願ひします。

事務局 議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 3 年 3 月 23 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号 1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 43,064 m²の内 2,970 m²

つづいて 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 8,470 m²、2 筆合計で 11,440 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニーほか、期間 10 年間、賃借料は年間 54,900 円となります。

なお、この農地については、以前より さんと さんの間で利用権設定され貸し借りされておりましたが、これまでのような個人ではなく、法人として借りるとの事ですので、新規扱いとさせていただきます。

つづいて番号 2 農地の所在 大字 番、登記 宅地、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 1,290 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1 の さんについては、全部効率利用、常時従事については農地所有適格法人ですので、問題ありません。

この農地は、ロベレニーや赤インチをはじめとする鉢物を栽培する計画となっております。

番号2の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、すでにロベレニーが植えられており、今後も継続して栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、本件に直接関係いたします委員がおりますので、関係者となる委員は一度議場を退出願います。

【委員2名退出】

議長 それでは、番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 事務局から説明がありましたとおり、今回法人としての利用権設定の為、新規扱いではありませんが、農地についてはロベレニ 等がきれいに植えられておりますので、問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、4番委員お願いします。

農委4番 2番推進委員が説明したとおり、問題ないかと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 事務局の説明どおり、問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、4番委員お願いします。

農委 4 番 利用権設定をする さんと利用権設定を受ける さんは親子関係にあり、農地について、きれいに口ベが植えられていますので問題ないかと思われます。よろしくお願ひします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
...無いようでしたら第 2 号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については許可することと決しました。
事務局は退出された委員に、自席に戻っていただくよう連絡お願ひします。